

京都大学職員組合ミニ講義 2013年8月28日

# 麻生ナチス発言の背景を探る —「緊急事態を理由とした憲法秩序 の一時停止」の系譜—

京都大学経済学研究科教授

西牟田祐二

# 麻生発言の内容要旨

- 「護憲と叫んで平和が来ると思ったら大間違いだ。改憲は単なる手段。狂騒、狂乱の中で決めてほしくない。我々を取り巻く環境は何なのか、状況をよく見た世論の上に憲法改正はなし遂げられるべきだ。ドイツのヒトラーは、ワイマール憲法という当時欧州で最も進んだ憲法下で出て来た。憲法がよくてもそういうことはあり得る。ある日気付いたら、ワイマール憲法がナチス憲法に変わっていた。誰も気付かないで変わった。あの手口に学んだらどうか。民主主義を否定するつもりは全くないが、喧騒(けんそう)の中で決めてほしくない。」(7月29日、都内のシンポジウムで:8月2日『日本経済新聞』より)

# 麻生発言に対するコメンテーターたちの指摘

- 戸波江二早稲田大学教授(憲法学)の話

「ナチス憲法ができたという事実はない。ヒトラーの下で立法権が議会から政府に移され、ワイマール憲法が事実上、骨抜きになったというのが正確だ。ドイツ国民はワイマール憲法が停止され、ナチス党の下で憲法の枠外で政策決定が行われたことを知っており、「気づかないうちに」というのは間違っている。ナチス政権によるワイマール憲法体制の消滅を肯定してはいけない。」

(8月2日『毎日新聞』より)

# 問題の所在：

- ワイマール憲法は廃止されていないのだ。
- 効力が停止されただけ。
- その枠外でナチスによる政策が行われた。
  
- ——それではいったいどのようにしてこの過程が起きたのか？
  
- 一層不思議がつのる。

# 実際の過程：

- 1933年1月30日ヒトラーを首相とする内閣成立
- 2月1日ドイツ国会解散・総選挙へ
- 2月27日国会議事堂炎上事件
- 2月28日大統領緊急命令「民族と国家の保護のための条例」発布
- 3月5日ナチ党得票44%、ドイツ国家人民党との連立で過半数獲得
- 3月23日「全権委任法」可決

# 2月28日「大統領緊急令」と 3月23日「全権委任法」の内容

- 2月28日大統領緊急命令「民族と国家の保護のための条例」:
  - ワイマール憲法の市民的自由を保障する7つの基本権(第114条、115条、117条、118条、123条、124条、153条):  
「人身の自由、住居の不可侵、通信の秘密、表現の自由、検閲の禁止、集会の自由、結社の自由、財産権の保障」を緊急事態を理由として一時停止
  - ドイツ共産党等の非合法化、「予防拘束」の開始＝「強制収容所」開設
- 3月23日「全権委任法」(「民族および国家の困難の除去のための法律」Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich):「今後四か年にわたって立法権を政府に委任する」

# この過程を最もよく研究していたものは誰か？

- 2001年9月11日後速やかに愛国者法Patriot Act を制定したアメリカ合衆国政府。

その法理:「緊急事態においては、憲法に定められたる法律的手続きは、一時停止される。」

憲法に定められた法的手続きの例:

「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」

この愛国者法による「憲法に定められたる法的手続きの一時停止」は、オバマ政権の今もなお継続中。2001年～2013年

具体例:裁判所の令状によらずとも通信の傍受等ができる

# 自由民主党「日本国憲法改正草案」:

## 第9章 緊急事態(新設)

- (緊急事態の宣言)
- 第98条 内閣総理大臣は、わが国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、とくに必要があると認めるときは、法律で定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
- 4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第60条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日以内」とあるのは、「5日以内」と読み替えるものとする。





- **(緊急事態の宣言の効果)**

- **第99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。**
- **2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。**
- **3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重されなければならない。**
- **4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例をもうけることができる。**

# おわりに：麻生副総理・財務相 ナチス発言の背景

- 「あの手口に学んだらどうか？」:
- 1) 実はすでに「ナチスのその手口」に学んでいた。この間同一内容のことが自民党内で実質的に相当議論されていたと推測される。それが麻生副総理によって議論の中で「語るに落ちた」。
- 2) 仮に日本国憲法のほかの条項が改正されなくても、この第98条、第99条の「緊急事態条項」の新設によって、現実の緊急事態において、誰もがほとんど気付かないうちに、日本国憲法及びそれに定められたる法的手続きが一時停止され、緊急事態宣言を発した内閣総理大臣が出す「法律と同一の効力を有する政令」によって現実の政府の行動が進むことになるだろう。
- それは憲法を改正したのと同じの効力を発する。

- 「緊急事態条項—ごく当然のこと、ごく当たり前のこと」(森本敏、石波茂、西修『国防軍とは何か』幻冬舎、2013年、p.113)

← 緊急事態条項についての諸問題を十分検討していない。十分な議論を避けている。

その理由は、本日お話ししたような事柄が噴出する可能性があるから。

「静かに、騒がずにやりたい」理由も同じだろう。

## 主要参考文献：

- W・シャイラー『ナチ・ドイツ第三帝国の興亡』全5巻(東京創元社、1961年)
- K.D.ブラッハー『ドイツの独裁—ナチズムの生成・構造・帰結—』(岩波書店、1975年)
- 歴史学研究会編『世界史年表(第2版)』(岩波書店、2001年)
- 南利明『ナチス・ドイツの社会と国家』(勁草書房、1998年)
- 西牟田祐二『ナチズムとドイツ自動車工業』(有斐閣、1999年)
- 岡本篤尚『予防と監視<<9・11>>の衝撃とアメリカの「対テロ戦争」法制』(法律文化社、2009年)
- 森本敏、石波茂、西修『国防軍とは何か』(幻冬舎、2013年)
- 自由民主党「日本国憲法改正草案(現行憲法対照)」(平成24年4月27日)